平成２２年（フ）第４８１号
福井市順化２丁目８番１号
債務者　間　　和子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉原　英樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月29日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０６号
北海道苫小牧市永福町２丁目10番５号　山本ハイツ２階左
債務者　江幡　由香
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　正敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月17日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第５７９号
石川県河北郡内灘町字向粟崎２丁目300番地
債務者　山之内ユキイ
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　依子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５９号
三重県南牟婁郡紀宝町桐原1626番地、前住所香川県木田郡三木町大字氷上2783番地３
債務者　古田　和康
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂前美佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月17日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第３４４５号
横浜市磯子区滝頭１丁目１番19号
債務者　佃　　敏子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伴　　広樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３２号
長野県諏訪市大字中洲2539番地６、前住所長野県茅野市玉川1073番地１　ファミリーパークＢ棟
債務者　小林眞喜二（旧姓福本）
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹村　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第２８８号
長崎県西海市大島町1793番地１
債務者　大西　敏見
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡会　祐二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第９２号
高知県須崎市中町１丁目２番地３号、住民票上の住所高知県須崎市中町２丁目１番30号
債務者　水野　雄太
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第６５２号
大分県別府市大字鶴見3218番地の４
債務者　上村　敦子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５３３号
沖縄県那覇市鏡原町９番８号コーポホエール302
債務者　上間　詩穂（旧姓糸数）
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１６０号
岩手県花巻市西宮野目第14地割８番地16　市営天下田アパートＤ306号
債務者　角城　伸也
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１６２号
岩手県北上市相去町滝の沢２番地69
債務者　實松美喜子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第２７７号
福島県いわき市勿来町大高雪島35番地の２
債務者　小野　洋司
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２７８号
福島県いわき市勿来町大高雪島35番地の２
債務者　小野　久子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２８１号
福島県双葉郡浪江町大字北幾世橋字大町12番地
債務者　鎌田　　智（旧姓蛭田）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２８２号
福島県いわき市平中山字宮下１番地の45　ケントハウスＤ号、前住所福島県いわき市泉町黒須野字早稲田80番地
債務者　椎名　正一
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第３３７号
富山県滑川市江尻584番地１
債務者　江野本正裕
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
富山地方裁判所民事部